

獨立役員屆出書

1. 基本情報

会社名	DMG森精機株式会社		コード	6141
提出日	2019/3/7	異動（予定）日	2019/3/22	
独立役員届出書の 提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されたため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	青山 藤詞朗	社外取締役	○													○		有
2	野村 剛	社外取締役	○										△					有
3	中嶋 誠	社外取締役	○									△						有
4	御立 尚資	社外取締役	○								△					訂正・変更		有
5	土屋 総二郎	社外監査役	○									△						有
6	川村 嘉則	社外監査役	○							△						新任		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		学校法人慶應義塾常任理事であり、またこれまで慶應義塾大学理工学部教授や同学部長を歴任されており、機械工学・生産工学をはじめとする分野について幅広く卓越した知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していくいただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。
2	野村氏は、パナソニック株式会社の常務取締役を務めておられ、平成27年6月に退任されました。パナソニック株式会社は当社の取引先ではあります、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。	パナソニック株式会社の常務取締役を務めた経歴を有し、長年の経営経験と生産技術・品質・環境分野で培われた業務経験と幅広く高度な見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していくいただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。
3	中嶋氏は、平成28年6月まで住友電気工業株式会社専務取締役を務めておられました。住友電気工業株式会社は当社の取引先ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。	特許庁長官や住友電気工業株式会社の代表取締役等を歴任され、また弁護士資格をお持ちであることから、豊富な経営経験に加え法曹としての見識を活かし社外取締役としての職務を適切に遂行していくいただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。
4	御立氏は、平成29年9月まで株式会社ボストン・コンサルティング・グループSenior Partner & Managing Directorを務めておられました。株式会社ボストン・コンサルティング・グループは当社の取引先ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。	株式会社ボストン・コンサルティング・グループにおける長年の経営コンサルタントまたは経営者としての豊富な経験・専門知識をお持ちであることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していくいただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。
5	土屋氏は、平成25年6月まで株式会社デンソー取締役副社長を務めておられました。株式会社デンソーは当社の取引先ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。	株式会社デンソーの取締役副社長等を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられ、これらを当社の監査に反映していくいただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。
6	川村氏は、株式会社三井住友銀行の取締役を務めておられました。株式会社三井住友銀行は当社の主要取引銀行ではありますが、川村氏は平成23年4月に同行役員を退任され、同行との関係がなくなっているため、独立性に影響を及ぼすところはありません。	株式会社三井住友銀行の取締役兼副頭取をはじめとする長年の金融機関経営に携わった業務経験、当社製品の主要な需要地の一つである米国での豊富なビジネス経験と見識を当社の監査体制に活かし、意思決定の妥当性・適正性を確保する意見及び企業経営の観点から監査に関する意見を期待できるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。

4. 補足說明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2 役員の属性についてのチェック項目
——「現会社又はその子会社の常勤社員」

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタン
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本
k. 上場会社の親会社の業務執行者（本人のみ）
l. 「親会社」は「直任に」で「子会社の業務執行者（本人のみ）」

Ⅰ. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5 独立役員の選任理由を記載してください。